

| | | |
|-------------|---|--|
| 会議の名称 | 議会運営委員会 | 開催月日・令和6年2月22日 開会時間・午前・午後10時00分 閉会時間・午前・午後10時47分 |
| 出席者 | 後藤 國弘 川柳 雅裕 後藤 徹 野口 佳宏 南谷 佳寛 山田 紘治 | |
| 欠席者 | | |
| オブザーバー | 議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子 | |
| 傍聴者 | 花村 隆 | |
| 説明のために出席した者 | 石黒副市長 橋本総務部長 堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任 | |
| 協議事項 | ○ 3月定例会について ○ その他 | |

【開会=午前 10 時 00 分】

後藤國弘委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしくお願ひします。

本日の審議事項はタブレットに格納したとおりであります。まず、3月定例会について協議を行います。市長提出案件について執行部から説明願います。副市長よろしくお願ひします。

副市長

よろしくお願ひいたします。それでは、令和6年2月28日開会の第1回羽島市議会定例会において審議をお願いする付議案件についての説明をいたします。付議する案件の内訳は専決処分の報告等3件、人事案件1件、令和6年度予算8件、条例の一部改正等22件、令和5年度補正予算2件、工事請負契約の締結1件、市道路線の認定等2件、以上39件となります。それでは、順次説明させていただきます。

議案書の4ページをお願いいたします。「報第1号 専決処分の報告について」です。令和5年10月29日正午ごろ、桑原町西小薮1丁目159番地先の道路上の穴により、北進してきた自動車の右側の前ホイールに損傷を与えました。これに対する損害賠償額を専決処分により定めましたので報告するものです。損害賠償額は1万5,620円で、相手方は名古屋市在住の個人です。また、過失割合は市4割、相手方6割となっております。

次に5ページをお願いいたします。「報第2号 専決処分の報告について」です。令和5年10月16日午後3時50分ごろ、羽島市内の店舗駐車場内において公用車の後部と看板、保護用バリカーが接触し、損傷を与えました。これに対する損害賠償額を専決処分により定めましたので報告するものです。損害賠償額は9,900円で、相手方は東京都所在の法人です。過失割合は市10割となっております。

次に6ページをお願いいたします。「承第1号 専決処分の報告並びにその承認について」です。7ページ「専第2号 令和5年度羽島市一般会計補正予算(第9号)」について、令和6年1月31日に専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。歳入歳出予算に3億8,000万円を追加し、総額を263億5,315万5,000円としたものです。補正内容は、住民税均等割のみ課税世帯等に対する臨時特別給付金です。財源は基金繰入金を充てたものです。当該

事業については、今年度内に終了しませんので、繰越明許費として計上したものでございます。

次に 16 ページをお願いいたします。「諮第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について」です。現委員の東松佳代さんの任期が令和 6 年 6 月 30 日に任期満了になりますことから、引き続き委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に議案書とは別となります、議第 1 号から議第 8 号までの 8 件は、令和 6 年度羽島市一般会計、特別会計及び公営企業会計の予算になっております。後ほど、令和 6 年度羽島市予算書及び令和 6 年度羽島市企業会計予算書をご覧ください。なお、詳細につきましては、後日開催いたします議案詳細説明会において担当部局長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に 17 ページをお願いいたします。「議第 9 号 羽島市監査委員条例の一部を改正する条例について」です。地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては法律の公布に伴い、当該条例中の関係法律に条ずれが生じたため、条例中の引用箇所を改めるものです。また、現金出納検査の例日に係る休日の定義の明確化を図るものであります。この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

次に 19 ページをお願いいたします。「議第 10 号 羽島市不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例について」です。羽島市不当要求行為等審査会を設置し、不当要求行為等における事務処理を見直すため、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、まず処理困難な不当要求行為等について、有識者の意見を求めるため、羽島市不当要求行為等審査会を新たに設置するものです。また、不当要求行為等を受けた場合の報告先を現行の上司及び不当要求等対策委員会ではなく、所管部長及び危機管理課への報告とすることで、報告しやすい環境を整えるとともに、不当要求等行為者の市民への公表の手続きを具体的に規定するものです。この条例は規則で定める日から施行するものです。

次に 25 ページをお願いいたします。「議第 11 号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う羽島市職員の給与に関する条例等の特例に関する条例を廃止する条例について」です。昭和天皇の崩御に伴う関係条例を廃止するため、

条例を廃止するものです。内容としては、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び債務の免除に係る条例について、地方自治法の改正に伴い、条ずれが生じるため、条例の改正が必要となりましたが、今後、当該条例の対象となる職員が発生することではなく、所期の目的が達成したと判断できることから、条例を廃止するものです。また、併せて昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする特例に係る条例についても廃止するものです。この条例は公布の日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に 27 ページをお願いいたします。「議第 12 号 羽島市職員の給与に関する条例及び羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」です。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、法改正に伴い、職員手当に在宅勤務等手当を新設するものです。在宅勤務等手当は月 10 日を超える在宅勤務が 3 カ月以上継続する職員を対象として月額 3,000 円を支給するものです。この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

次に 31 ページをお願いいたします。「議第 13 号 羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について」です。地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、法改正に伴い、令和 6 年度から会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給するものです。対象となる会計年度任用職員は現在、期末手当を支給している会計年度任用職員で、具体的には週 15 時間 30 分以上勤務、雇用期間 6 カ月以上、社会保険加入者となります。この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

次に 36 ページをお願いいたします。「議第 14 号 羽島市基金条例の一部を改正する条例について」です。羽島市老人福祉センター羽島温泉施設整備事業基金を、羽島市公共施設等整備基金に統合するため、条例の一部を改正するものです。この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に 38 ページをお願いいたします。「議第 15 号 羽島市特別会計条例の一部を改正する条例について」です。羽島都市計画事業インター北土地区画整理事業及び羽島都市計画事業駅北本郷土地区画整理事業の特別会計を廃止するため、条例の一部を改正するものです。なお、駅北本郷土地区画整理事業については、清算金の徴収及び交付等が終了

していることから、議第 26 号において関係条例の廃止についても上程しております。また、インター北土地区画整理事業については、一部の清算金の徴収事務を除き、概ね完了しています。今年度で清算が完了しない場合は来年度以降、一般会計で清算金を取り扱う予定です。この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に 41 ページをお願いいたします。「議第 16 号 羽島市手数料条例の一部を改正する条例について」です。多機能端末機を使用した場合の各種証明書発行手数料の減額を継続するため及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容の 1 つ目はマイナンバーカードを利用して行うコンビニ交付サービスに係る各種証明書発行手数料についてです。現在、令和 5 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、1 件当たり 100 円を減額する措置を行っておりますが、適用期限を廃止し、当分の間減額措置を継続するものでございます。2 つ目は LP ガス運搬車いわゆるバルクローリーについての審査手数料についてです。事業者の経済的負担等の低減を図るため、液化石油ガス法上の許可を受けたバルクローリーについては、高圧ガス保安法に係る審査手数料を減額し、処理容積に関わらず一律 6,000 円とするものです。この条例は一部の規定を除き、公布の日から施行するものです。

次に 46 ページをお願いいたします。「議第 17 号 羽島市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」です。乳幼児等の医療費助成の対象年齢を引き上げるため、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、子供にかかる医療費について、現在 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を対象に無償化とする助成を行っていますが、助成の対象年齢を引き上げ、18 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日以前の者までとするものでございます。この条例は一部の規定を除き、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に 54 ページをお願いいたします。「議第 18 号 羽島市特定教育保育及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、現在、特定教育保育施設において運営規程の概要や職員の

勤務体制など、施設の重要事項について、施設内に書面掲示が義務付けられていますが、書面掲示に加え、インターネットを利用して、公衆の閲覧に供しなければならないものとするものです。この条例は一部の規定を除き、公布の日から施行するものです。

次に 57 ページをお願いいたします。「議第 19 号 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」です。国民健康保険税の税率等の見直しに伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、岐阜県が策定する岐阜県国民健康保険運営方針においては、令和 12 年度以降、県内各市町村の保険料水準の統一を目指しており、県提示の賦課額に段階的に合わせていくため、要綱のとおり、令和 6 年度の国民健康保険税率を引き上げるものです。また、税率等の改正に合わせ、低所得者に対する軽減額の改正を行うものです。この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

次に 64 ページをお願いいたします。「議第 20 号 羽島市介護保険条例の一部を改正する条例について」です。第 9 期羽島市介護保険事業計画における介護保険料率の設定等をするため、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、3 年ごとに見直される新たな介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を変更するものです。今回の計画では、第 1 号被保険者に係る保険料の所得段階を現行の 9 区分から 13 区分に増やすことで、より負担能力に応じた負担となるよう見直しを行いました。新たな計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間となります。介護保険料の減免については、減免申請者の利便性の向上を図るために、申請期限の見直し等を行うものです。この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に 70 ページをお願いいたします。「議第 21 号 羽島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」です。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。なお、羽島市における指定介護予防支援事業者は羽島市地域包括支援センターとなります。この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に 81 ページをお願いいたします。「議第 22 号 羽島市

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては指定居宅介護支援事業者に対する運営及び基準等の見直しを行うものです。なお、現在、市内には 21 の指定居宅介護支援事業者があります。この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に 91 ページをお願いいたします。「議第 23 号 羽島市指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては指定地域密着型サービス事業者に対する運営及び基準等の見直しを行うものです。なお、現在、市内には 31 の指定地域密着型サービス事業者があります。この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に 136 ページをお願いいたします。「議第 24 号 羽島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する運営及び基準等の見直しを行うものです。なお、現在、市内には 18 の指定地域密着型介護予防サービス事業者があります。この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に 152 ページをお願いいたします。「議第 25 号 命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例について」です。過去の災害の教訓等から、市民自らで考えたルールをつくることにより、市民の自助、共助による被害軽減を図るために、条例を制定するものです。当該条例策定に当たっては、市民によるワークショップを 30 回開催、延べ 1,376 人の市民が参加し、検討を進めてまいりました。条例の基本的な考え方としましては、まず目的として、市民が主体的に行う防災減災活動及び地域コミュニティが自発的に行う防災減災活動を促すことで、災害が発生したときに 1 人でも多く

の命を守ることができるまちの実現を目指すものとしております。その上で、市民、事業者及び通勤通学者の自助の取り組み、市民、地域コミュニティ及び事業者の共助の取り組みを具体的に定め、防災意識の高揚及び防災力の向上を図るものとなっています。また、市の公助として、市民の生命、身体及び財産を災害から守るための諸施策を講じるとともに、自助及び共助の支援及び促進を図ることとしております。この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

次に159ページをお願いいたします。「議第26号 羽島都市計画事業駅北本郷土地区画整理事業施行条例を廃止する条例について」です。このことについては先の議第15号でも触れましたが、羽島都市計画事業駅北本郷土地区画整理事業における清算金の徴収等が終了し、事業が完了したため、条例を廃止するものです。この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

次に160ページをお願いいたします。「議第27号 羽島市都市公園条例の一部を改正する条例について」です。公園管理者以外の者の公園施設の設置等に係る申請書の記載事項を定め、並びに使用料の金額及び納付期限を改定するため、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、羽島市の都市公園において、キッチンカー等の公園施設を設置するため、法に基づき申請書の記載事項及び使用料について規定するものです。この条例は一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に166ページをお願いいたします。「議第28号 羽島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」です。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令第4条に規定する条例定員を定めるため、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、現在、消防団員の公務災害補償及び退職報償金の支給について、法律に基づき、消防基金に掛け金を支払うことで対応しておりますが、掛け金の算定は、条例で定める消防団員の定員を用いることとなっています。現行の条例では、全ての消防団員の定員のみを定めていますが、公務災害補償については、全ての消防団員420人が対象となり、退職報奨金については、大規模災害消防団員を除いた団員354人が対象となるため、団員の定員の内訳を定めるものです。この条例は公布の日から施行するものです。

次に 169 ページをお願いいたします。「議第 29 号 羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」です。非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、非常勤消防団員及び消防作業従事者等が公務上の災害によって被った損害を補償する補償基礎額について引き上げを行うものです。この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に 172 ページをお願いいたします。「議第 30 号 羽島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」です。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、水道整備及び管理行政の所管が厚生労働大臣から国土交通大臣へ、水質または衛生に関する水道行政の所管が厚生労働大臣から環境大臣へ移管されたことに伴い、条例中の引用箇所を改めるものです。この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

次に、174 ページをお願いいたします。「議第 31 号 令和 5 年度羽島市一般会計補正予算（第 10 号）」についてです。歳入歳出予算の総額に 1 億 6,932 万 8,000 円を追加し、総額を 265 億 2,248 万 3,000 円とするものです。補正内容は子どものための教育保育給付費及び屋外運動場施設管理費等です。財源は国庫負担金、国庫補助金及び市債等を充てるものです。また、今年度内に終了しない 8 事業について繰越明許費の補正をお願いするものです。併せて地方債の補正をお願いするものです。

次に 185 ページをお願いいたします。「議第 32 号 令和 5 年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」についてです。歳入歳出予算の総額に 8,077 万 2,000 円を追加し、総額を 60 億 5,598 万円とするものです。補正内容は介護サービス給付費等です。財源は国庫負担金及び支払基金交付金等を充てるものです。

次に 191 ページをお願いいたします。「議第 33 号 工事請負契約の締結について」です。羽島市役所旧本庁舎・中庁舎解体工事について、工事請負契約を締結したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決をお願いするものです。工事場所は、羽島市竹鼻町 55 番地、契約の方法は一般競争入札で、契約の金額は 5 億 6,430 万円です。契

| | |
|---------|---|
| | <p>約の相手方は、TUCHIYA・日東特定建設工事共同企業体です。</p> <p>次に 192 ページをお願いいたします。「議第 34 号 市道路線の変更について」です。道路法第 10 条第 2 項の規定により、193 ページのとおり、九メ田 3 号線ほか 1 路線を変更するものです。</p> <p>次に 198 ページをお願いいたします。「議第 35 号 市道路線の認定について」です。道路法第 8 条第 2 項の規定により、199 ページのとおり、間島 1 丁目 10 号線ほか 3 路線を認定するものです。</p> <p>以上、今定例会においてご審議をお願いする付議議案について、その概略をご説明いたしました。よろしくお願ひいたします。</p> |
| 後藤國弘委員長 | <p>ありがとうございました。ただいまの説明に対して何かありますか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 後藤國弘委員長 | <p>執行部は退室していただいて結構です。</p> <p>(執行部退室)</p> |
| 後藤國弘委員長 | <p>それでは議員提出案件について、局長説明願います。</p> |
| 議会事務局長 | <p>議運の前日までに受け付けました議員提出案件は 1 件であります。「発議第 1 号 羽島市民の歯と口腔の健幸づくり推進条例について」であります。取り扱いにつきましては、先例により初日に発議し、提案説明を行い、質疑、委員会付託、最終日に委員長報告に対する質疑、討論、採決となります。なお、詳細説明につきましては全員協議会においても説明されておりますので、初日の提案説明のみと考えております。</p> |
| 後藤國弘委員長 | <p>局長の説明のとおり進めてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 後藤國弘委員長 | <p>そのように進めさせていただきます。</p> <p>次に請願について、局長説明願います。</p> |
| 議会事務局長 | <p>昨日までに受付をしました請願につきましては 0 件でございました。</p> |

| | |
|---------|---|
| | ざいます。 |
| 後藤國弘委員長 | 次に陳情について、局長説明願います。 |
| 議会事務局長 | <p>昨日までに受け付けました陳情・要望は4件ございます。「陳情第1号 年金制度における外国人への脱退一時金の是非を求める意見書の採択を求める陳情」、「陳情第2号職員の人権も福祉の対象者の人権も守るために、国に対して介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引き上げと職員配置基準改善の意見書提出を求める陳情」、「陳情第3号 安全安心な保育を守り、職員が働き続けられる保育職場とするために、最低基準としての保育士配置基準を引き上げ、公定価格を抜本的に改善する意見書提出を求める陳情」、「陳情第4号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の採択を求める陳情」であります。</p> <p>なお、この陳情の扱いにつきましては、従来通り本会議場に写しを配付することでお願いしたいと思います。</p> |
| 後藤國弘委員長 | 次に議案の付託先について、局長説明願います。 |
| 議会事務局長 | <p>先ほど副市長から説明がありましたとおり、当初に付議されます案件は、専決処分の報告等が3件、人事案件が1件、令和6年度予算が8件、条例の一部改正等が22件、令和5年度補正予算が2件、工事請負契約の締結が1件、市道路線の認定等が2件、合わせて39件であります。そのうち、専決処分の報第1号、報第2号及び承第1号と人事案件の諮第1号の4件は委員会付託を省略いたします。また、発議第1号が追加になりますので、議案の付託につきましては、総務委員会が11件、民生文教委員会が11件、産業建設委員会が6件、合わせて28件となります。</p> <p>なお、議第1号から議第8号の当初予算8件につきましては、予算決算特別委員会へ付託することになりますが、会議規則第36条に基づき、議決により付託することになりますのでよろしくお願ひいたします。</p> |
| 後藤國弘委員長 | 局長から説明のあったとおり付託してよろしいでしょうか。 |
| | (異議なし) |

| | |
|-------------------|---|
| 後藤國弘委員長 議会事務局長 | <p>次に会期日程について、局長説明願います。</p> <p>会期につきましては、2月28日から3月26日までの28日間となります。日程については、初日28日は議長から諸般の報告を願い、続いて市長提出案件の説明の後、議員提出案件の説明を提出者から願い、初日は散会となります。2月29日から3月10日までは休会、2月29日及び3月1日に議案の詳細説明を行います。3月11日から13日までは一般質問、14日は休会、15日は議案質疑、委員会付託。委員会付託省略の4件のうち、承第1号及び諮第1号の2件は討論、採決までお願いたします。本会議終了後、議員間討議をお願いしたいと思います。16日から25日までは本会議を休会とし、休会中の18日は予算決算特別委員会総務関連質疑と総務委員会、19日は予算決算特別委員会民文関連質疑と民生文教委員会、21日は予算決算特別委員会産建関連質疑と全体の討論、採決と産業建設委員会をそれぞれ開催し、付託案件の審査を願います。最終日26日は委員長報告、質疑、討論、採決と進めていただきたいと思います。</p> <p>最後になりますが、代表質問につきましては、3月定例会は1番目が自民清和会さん、2番目が自民クラブさん、3番目が公明党さん、4番目が元気・羽島クラブさん、5番目が日本共産党羽島市議団さん、6番目が正統派クラブさん、7番目が日本維新の会さんの順となりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>なお、一般質問要旨通告書につきましては、初日の午後2時までに紙ベースで提出いただくことになっておりますが、12月定例会に引き続き、紙での提出にあわせ、極力メール等にてデータでも提出いただくようお願いいたします。また、議員間討議につきましては、3月15日の議案質疑終了後に行っていただきますが、そのテーマの決定を3月1日の議案詳細説明後に行っていただきますのでよろしくお願いします。</p> <p>後藤國弘委員長 (異議なし)</p> <p>後藤國弘委員長</p> |
|-------------------|---|

| | |
|--------|--|
| 議会事務局長 | <p>まず、特別委員会でございます。議員定数、報酬等の検討をする特別委員会でございますが、こちらの立ち上げの流れといたしましては、まず議会運営委員会の結果報告を願います。次に特別委員会についてを議題とし、本会議で委員の選任、正副委員長の互選をしていただくこととなります。</p> <p>質疑時間、討論時間についてでございますが、こちらは申し合わせ事項等をご覧いただきたいと思いますが、2月15日の全員協議会で了承いただきました、本会議での質疑、討論の時間については、今定例会から新たに設けられました議員活動に関する申し合わせ事項第10ただし書きにより、予算決算特別委員会が設置されておりますので、質疑時間は60分以内、討論は20分以内となります。また、質疑における連絡についてでございますが、こちらも日程案をご覧いただいて、議案質疑や委員会での質疑の連絡期限について、連絡期限をそれぞれ質疑等が行われる2日前としておりまして、15日の議案質疑については2日前の13日水曜日まで、18日の予算決算総務分と総務委員会については14日木曜日まで、19日の民文の予算決算分と、民生文教委員会につきましては15日金曜日まで、21日の予算決算産建分と産業建設委員会は18日月曜日までとなりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に3月1日議案詳細説明終了後、全員協議会を開催いたします。2月15日の全員協議会で継続して協議することとなつております、常任委員会の委員の任期について、委員会活動計画についての関係でございます。</p> <p>また、1月29日と30日に行いました行政視察の結果報告の取りまとめ及び、2月9日に行いました市議会安否確認訓練の総括に係る議会運営委員会を議案質疑の日、3月15日金曜日を目処に開催していただくことになりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>続いて正副委員長会議を議案詳細説明会初日の2月29日の終了後に開催し、また、議会改革特別委員会については全日程終了後に開催いたしますのでよろしくお願ひい</p> |
|--------|--|

| | |
|---------|---|
| | たします。 |
| 後藤國弘委員長 | 局長から連絡があったとおり、3月定例会から新たな申し合わせに従いまして実施してよろしいでしょうか。 (異議なし) |
| 後藤國弘委員長 | よろしくお願ひします。では、そのように取り計らうことといたします。各委員におきましては、会派にて周知していただくようお願ひいたします。 ほかに何かありますでしょうか。 (発言なし) |
| 後藤國弘委員長 | 以上で3月定例会について協議を終了します。 次に、当委員会で実施しました行政視察結果報告について取りまとめを行い、議長へ提出する必要があります。各委員から提出していただいたシートの記載を転記したものをお配りし、各委員会と同様に取りまとめたいと考えていますのでよろしくお願ひいたします。 また、2月9日に行いました、市議会安否確認訓練について、当委員会で統括を行うよう議長から指示がありました。まずは別紙により全議員に記入していただいたものを取りまとめ、3月定例会最終日を目途に取りまとめ、全員協議会へ報告し、公表してはと考えますが、ご意見などありましたらご発言願います。 (発言なし) |
| 後藤國弘委員長 | では、市議会安否訓練についてはそのように進めさせていただきたいと思います。また、全員協議会で全議員説明するため、議長に申し入れたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。3月定例会中に委員会を開催し、取りまとめを行いたいと考えますが、よろしいでしょうか。 (異議なし) |
| 後藤國弘委員長 | そのように進めさせていただきます。よろしくお願ひします。 議長さん、何かありましたら。 |

| | |
|---------|---|
| 藤川議長 | 先ほど委員長よりご案内がありました安否確認訓練の取りまとめについて、皆さんのご協力をまたお願いすることになりますのでよろしくお願ひいたします。先の全員協議会でまだ協議し尽くせていなかったことがございまして、委員会の任期をどうするかということございますが、今後開催予定の全員協議会において、また皆さんからご意見を伺って、方針を決定していきたいというふうに考えておりますので、こちらもよろしくお願ひいたします。 |
| 後藤國弘委員長 | ほかに何かござりますか、副議長さん何かありますか。 (発言なし) |
| 後藤國弘委員長 | それでは、これで議会運営委員会を閉会といたします。ご苦労様でした。 |

【閉会＝午前 10 時 47 分】